

宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業  
(リサイクル棟建設工事)

入札説明書

令和4年11月

宇佐・高田・国東広域事務組合

宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（リサイクル棟建設工事）  
入札説明書

目 次

第1章	はじめに.....	1
第2章	工事の概要.....	3
1.	発注者.....	3
2.	工事名.....	3
3.	工事対象施設（整備対象施設）.....	3
4.	工事場所.....	3
5.	建設予定地の概要.....	3
6.	工事期間.....	3
7.	予定価格.....	3
8.	最低制限価格制度.....	3
第3章	スケジュール（予定）.....	4
第4章	参加に関する条件等.....	5
1.	入札参加者に必要な資格要件.....	5
2.	競争に参加する者に必要な資格に関する事項.....	5
3.	特定建設工事共同企業体の登録.....	7
4.	要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書の提出.....	7
5.	配置予定技術者等.....	7
6.	支払条件.....	7
7.	その他.....	7
8.	入札に関する留意事項.....	7
9.	入札公告から落札者決定に至るまでの手続.....	8
10.	契約の締結に関する事項.....	11
第5章	予測されるリスクの責任分担.....	13
1.	予想されるリスクの責任分担.....	13
2.	第三者賠償保険への加入.....	13
第6章	その他.....	13
1.	事務局.....	13
2.	発注支援業務受託者.....	13
3.	技術支援業務受託者.....	13
別表	.....	14

## 第1章 はじめに

宇佐・高田・国東広域事務組合（以下「本組合」という。）は宇佐市、豊後高田市、国東市（以下「構成市」という。）の3市で構成されている。

本地域のごみ処理は、組合構成各市所管の焼却施設及びリサイクル施設で処理を行っているが、各施設とも稼働後約20年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、環境に配慮された安全安心で効率的なごみ処理施設の建設が共通の重要課題である。

そのため、本組合において、ごみ処理の広域化及び施設の集約化に向けて、3市が所有するごみ処理施設を統合し、将来に亘って安全かつ安定的なごみ処理ができる体制を構築することを方針として、令和7年度稼働を目指した広域ごみ処理施設の整備（以下「本事業」という。）を進めるものである。また、本事業は、宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（リサイクル棟建設工事）（以下「本工事」という。）の外に8つの工事に分けて事業を実施中及び実施予定である。本事業に係る別途工事の概要は以下のとおりである。

### ① 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（設計・プラント工事）

工事概要	・エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設並びに管理棟、計量棟、洗車場、外構、多目的広場等の全ての設計。 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設のプラントの建設。
工事期間	令和3年6月4日～令和7年6月13日

### ② 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（焼却棟建設工事）

工事概要	焼却棟建設工事
工事期間	令和4年12月～令和7年6月13日（予定）

### ③ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（建築電気設備工事）

工事概要	焼却棟、リサイクル棟、管理棟、計量棟、ストックヤード棟外の電気設備工事
工事期間	令和4年12月～令和7年6月13日（予定）

### ④ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（建築機械設備工事）

工事概要	焼却棟、リサイクル棟、管理棟、計量棟、ストックヤード棟外の機械設備工事
工事期間	令和4年12月～令和7年6月13日（予定）

### ⑤ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（管理棟外付属棟建設工事）

工事概要	管理棟、計量棟、ストックヤード棟、洗車場外建設工事
工事期間	令和5年3月～令和7年6月13日（予定）

### ⑥ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（外構工事）

工事概要	アスファルト舗装、縁石敷設、側溝敷設、囲障・防護柵等敷設工事
工事期間	令和6年5月～令和7年6月13日（予定）

### ⑦ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（南側多目的広場整備工事）

工事概要	芝生、植栽、駐車場、門、囲障、駐輪場、四阿等建設工事
工事期間	令和6年5月～令和7年6月13日（予定）

⑧ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（北側多目的広場整備工事）

工事概要	芝生、植栽、駐車場、困障等建設工事
工事期間	令和7年7月以降（予定）

この『宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（リサイクル棟建設工事） 入札説明書』（以下「入札説明書」という。）は、本工事を実施する受注者選定のための要件設定型一般競争入札に適用されるものであり、本工事に係る入札の公告に基づく受注者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、入札説明書等によるものとする。本工事に係る入札への参加を希望する者は、入札説明書等に記載された内容を十分理解した上で、入札説明書等に沿って、本工事の目的に合った条件で、入札資料等の作成等を行うものとする。

入札説明書に併せて配付する「様式集」、「発注仕様書」及び「設計図書」も本説明書と一体の資料とし、「入札説明書等」と定義する。

入札説明書等

- ① 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（リサイクル棟建設工事） 入札説明書
- ② 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（リサイクル棟建設工事） 様式集
- ③ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（リサイクル棟建設工事） 発注仕様書
- ④ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（リサイクル棟建設工事） 設計図書

## 第2章 工事の概要

### 1. 発注者

宇佐・高田・国東広域事務組合

### 2. 工事名

宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業（リサイクル棟建設工事）

### 3. 工事対象施設（整備対象施設）

工事対象施設の概要は次のとおりである。

構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
階数	地上3階
延面積	約4600㎡
屋根	折板
外壁	ALC、コンクリート打ち放し複層塗材
基礎	杭基礎

### 4. 工事場所

大分県宇佐市大字西大堀字立出地内

### 5. 建設予定地の概要

建設予定地の立地条件は次のとおりである。

項目	概要
敷地面積	約4.1ヘクタール
都市計画事項	用途地域 指定なし 都市施設「ごみ焼却場」の用地に指定されている。 防火地域 指定なし 高度地域 指定なし 日影規制 指定なし 建ぺい率 70% 容積率 200%

### 6. 工事期間

本契約締結日の翌日から令和7年6月13日までとする。

### 7. 予定価格

本工事の予定価格は、1,701,095,000円（消費税及び地方消費税を除く）。

### 8. 最低制限価格制度

設定あり（事後公表）

### 第3章 スケジュール（予定）

落札者の選定は、要件設定型一般競争入札により行い、そのスケジュールは以下のとおりとする。

日 付	内 容
令和4年 11月 9日（水）	入札公告 入札説明書等の公表 （入札説明書、様式集、発注仕様書、設計図書の公表）
令和4年 11月21日（月）	入札説明書等に関する質問の受付期限
令和4年 11月28日（月）	入札説明書等に関する質問に対する回答 （質問への回答は、本組合ホームページに公表する。）
令和4年 12月 7日（水）	入札書類等の提出期限 （入札書、入札金額内訳書、要件設定型一般競争入札参加 資格証明申請書及び別紙、特定建設工事共同企業体協定 書、委任状及び使用印鑑届書）
令和4年 12月 9日（金）	
令和4年 12月12日（月）	開札
令和4年 12月14日（水）	入札参加資格審査結果の通知
令和4年 12月20日（火）	仮契約
令和4年 12月 下旬	組合議会に契約締結議案を提出

## 第4章 参加に関する条件等

### 1. 入札参加者に必要な資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている共同施工方式（甲型）の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

### 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 共同企業体の要件

##### ア 構成員の数

3～4者とする

##### イ 構成員の組み合わせ

(2) ア「全構成員共通の要件」及び(2) イ「代表構成員の要件」のすべてを満たす代表構成員1者と(2) ア「全構成員共通の要件」及び(2) ウ「その他の構成員の要件」のすべてを満たすその他の構成員2～3者の組み合わせとする。

なお、共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

##### ウ 結成方法

自主結成とする。

##### エ 出資比率

(ア) すべての構成員の出資比率について、3者の場合20パーセント以上、4者の場合、15パーセント以上の出資比率であること。

(イ) 代表構成員は、当該企業体の構成員のうち出資比率が最大であること。

#### (2) 構成員の資格要件

##### ア 全構成員共通の要件

(ア) 組合構成市の市内に本社を有する者であること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(ウ) 公告日から契約日までの間、構成市いずれかの入札参加資格停止処分を受けていないこと。

(エ) 公告日以前6箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がない者。

(オ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

(カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）

(キ) 清算中の株式会社であって、会社法（平成17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされていない者。

(ク) 国税（法人税又は所得税及び消費税）及び地方税を滞納していない者。

(ケ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられていない者。（その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から

5年を経過していない者を除く。)

- (コ) 宇佐・高田・国東広域事務組合入札・契約に係る暴力団排除措置要綱（平成27年告示第1号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (ク) 構成市の令和4・5年度建設工事競争入札参加資格者名簿において建築一式工事がA等級に格付されている者であること。
- (ク) 当該工事に係る設計業務等の受注者と資本・人事面において関連があるものでないこと。

「当該工事に係る設計業務等の受注者」とは「内海・坪井・トクオ特定建設工事共同企業体・(公) 全国都市清掃会議・(株) 日建技術コンサルタント」である。

#### イ 代表構成員の要件

- (ア) 建築一式工事について、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
  - (イ) 代表構成員は、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近（入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7ヶ月を経過していないものに限る。）かつ有効な「建築一式」の総合評定値が900点以上であること。
  - (ロ) 代表構成員は、当該工事において中心的役割を担う者であり施工能力（直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている「建築一式」における総合評定値をいう。）及び出資比率が当該共同企業体の構成員のうち最大の者であること。
  - (エ) 次に掲げる基準をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。
    - a 建設業法第27条の規定による1級建築施工管理技士の資格を有する者又は建築士法による1級建築士の免許を受けた者であること。
    - b 当該入札の参加資格証明申請日以前3ヶ月以上前に雇用された者で直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。
- ※ただし、以下の①又は②に該当する場合は、3ヶ月未満であっても差し支えないものとする。
- ① 新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合。
  - ② 配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合。

- (オ) 会社等の施工実績  
不要

#### ウ その他の構成員の要件

- (ア) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者を専任で配置できること。
  - a 建設業法第27条の規定による1級建築施工管理技士の資格を有する者又は建築士法による1級建築士の免許を受けた者であること。
  - b 当該入札の参加資格証明申請日以前3ヶ月以上前に雇用された者で直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。また上記イの(エ) bのただし書きも同様とする。
- (イ) 会社等の施工実績  
不要



### 3. 特定建設工事共同企業体の登録

特定建設工事共同企業体協定書【様式第2号】の写しを提出しなければならない。

### 4. 要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書の提出

要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書【様式第1号】を提出しなければならない。

### 5. 配置予定技術者等

上記2(2)イ(エ)及び2(2)ウ(ア)の要件を満たす技術者を配置できること。なお、申請書等に配置予定技術者として記載した者を当該工事に配置するものとし、病休、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、管理者が承認した場合を除き契約時の変更を認めないものとする。(現場代理人は除く)また、その場合にあつては、当初の配置予定技術者と同等以上の者を当該工事に配置しなければならない。

なお、現場代理人は代表構成員より配置すること。

### 6. 支払条件

前払金	有	(令和4年度0回、令和5年度1回、令和6年度1回、令和7年度1回)
中間前払金	有	(令和4年度0回、令和5年度1回、令和6年度1回、令和7年度1回)
部分払	有	(令和4年度0回以内、令和5年度3回以内、令和6年度3回以内、令和7年度3回以内)

※ 中間前払金、部分払の併用はできず、仮契約時にいずれかを選択するものとする。

### 7. その他

(1) 当該契約の契約締結は、地方自治法第96条第1項第5号及び宇佐・高田・国東広域事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成19年宇佐・高田・国東広域事務組合条例第11号)第2条に規定する議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後契約の保証が付されたことを確認した後、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約となるものである。

(2) ア 本案件は落札制限対象工事である。

イ 落札制限対象工事は次のとおりとする

- ① 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業(焼却棟建設工事)
- ② 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業(リサイクル棟建設工事)
- ③ 宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業(管理棟外付属棟建設工事)
- ④ 国東サテライトセンター施設整備事業(建屋建設工事)

ウ 上記工事については、いずれか1つの工事の落札者(特定建設工事共同企業体の構成員含む)にしかねないものとする。

### 8. 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を全て異議なく承諾したものとする。

(2) 費用負担

入札申し込みに係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

- (3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻  
入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 消費税に関する取扱い  
改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。
- (5) 入札の延期、中止等  
入札参加者が一者の場合は、入札を中止することがある。また、本組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。それらの場合、入札参加者は損害賠償等の請求はできない。
- (6) 入札参加資格の取り消し  
以下のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消す。  
ア 関係者（本組合、発注支援業務受託者、技術支援業務受託者等）に対し、自己が有利となるような接触等の働きかけを行ったと認められる場合  
イ 本入札に関して本組合に提出した書類に虚偽の記載がある場合  
ウ 著しく信義に反する行為をした場合
- (7) その他  
入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、本組合ホームページ（<http://www.utk-kouiki.jp/>）に掲載する。

## 9. 入札公告から落札者決定に至るまでの手続

- (1) 入札説明書等の書類の公表  
入札説明書等の書類の公表は、次のとおり行う。  
ア 公表日  
令和4年11月9日(水)  
イ 公表場所  
本組合ホームページ（<http://www.utk-kouiki.jp/>）  
ウ 公表資料  
本説明書、発注仕様書、様式集、設計図書
- (2) 入札説明書等に関する質問の受付  
入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。  
ア 質問の方法  
入札説明書等に関する質問は、入札説明書等に関する質問書【様式第3号】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(開封通知付き)により提出すること。また、提出に当たっては、表題を「入札説明書等に関する質問書提出 事務局宛」とすること。電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。  
イ 受付期限  
令和4年11月21日(月) 午後5時まで  
(受付期限日に質問書を送信する場合は、送信後、直ちに、その旨を事務局まで連絡すること。)

ウ 提出先

宇佐市大字法鏡寺224番地 宇佐文化会館内 宇佐・高田・国東広域事務組合  
電子メール：kouiki04@city.usa.lg.jp

エ 受信確認通知

本組合は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、本組合からの受信確認通知がない場合には、事務局まで連絡すること。

(3) 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答は、本組合ホームページに公表する。

ただし、本工事に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

回答日

令和4年11月28日(月)

(4) 入札

ア 入札書類等の提出期間

令和4年12月7日(水) から令和4年12月9日(金) 午後5時まで(必着)

イ 提出場所

〒879-0454 大分県宇佐市大字法鏡寺224番地 宇佐文化会館内  
宇佐・高田・国東広域事務組合 施設整備課

ウ 提出方法

郵便(一般書留又は、簡易書留)若しくは持参(事前に連絡をすること)

エ 入札書類

提出書類	部数
要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書【様式第1号】	1部
要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書【(別紙)】	1部
特定建設工事共同企業体協定書【様式第2号】	1部
委任状及び使用印鑑届書【様式第4号】	1部
入札書【様式第5号-1】	1部
入札金額内訳書【様式第5号-2】	1部

オ 入札書封筒の作成要領

(ア) 入札書封筒は、様式集 入札書作成要領【別紙1】に従って作成すること。

(イ) 入札額には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

(ウ) 提出された入札書の差し替え、訂正、撤回は行えない。

カ 入札保証金

免除

キ 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

(イ) 同じ入札に2以上の入札をした者が行った入札

- (ウ) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (エ) 入札参加者の記名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札又は金額を訂正した入札
- (オ) 入札金額内訳書と入札書の金額が一致しない入札
- (カ) 入札金額内訳書の内訳が記載されていない、又は記載内容に誤り、漏れがある入札
- (キ) 入札金額内訳書の説明を求めた場合に正当な理由なくこれを拒否したものの入札
- (ク) 申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札
- (ケ) 入札書提出期間内に提出先に到達しない入札
- (コ) その他入札条件に違反した入札

ク 入札金額内訳書の提出

入札書の提出に併せて、入札金額内訳書を提出すること。なお、提出された入札金額内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(5) 開札

ア 開札日時

令和4年12月12日(月)午前10時

イ 開札場所

大分県宇佐市大字法鏡寺224番地 宇佐文化会館内 講習室 2

ウ 開札は、入札立会人として入札事務に関係のない当組合職員 2 人を立ち合わせて行う。

エ 立ち会いを希望する入札参加者は、各入札参加者 1 名のみ立ち会うことができる。その場合、開札立ち会い届【様式第 6 号】を令和 4 年 12 月 9 日(金)午後 5 時までに提出すること。

オ 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者に決定する。なお、入札参加者が一者の場合は、落札候補者の決定を保留にする。

カ 最低制限価格制度を採用し、最低制限価格を下回る価格の入札者については、失格とする。

キ 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、落札候補者を除いた者を入札価格の低い者から順に順位を決定する。

ク 落札候補者又は入札した者の順位を決定するにあたり、同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない当組合職員にくじを引かせて落札候補者又は順位を決定する。

ケ 落札候補者及び順位の決定後、速やかに入札参加者に通知するとともに、当組合ホームページにおいて公表する。

コ 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、入札を打ち切る。

(6) 入札参加資格の審査

本組合は、提出された入札参加資格証明申請書により、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか審査を行い、その結果を書面により落札候補者へ通知する。

落札候補者が参加資格要件を満たしていない場合は、落札候補者の決定を取り消す。

落札候補者の決定を取り消した場合、次順位の者を新たに落札候補者に決定する。

入札参加資格審査結果の決定から落札者決定までの期間において、落札候補者が入札参加資格要件を欠いた場合には、落札候補者の決定を取り消すものとし、次順位の者を新たに落札候補者に決定する。

ア 入札参加資格審査結果通知日(発送日)

令和4年12月14日（水）（郵送により通知）

(7) 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

- ア 入札参加資格を有しないと認められた者は、本組合に対し、その理由の説明を求めることができる。
- イ 前号の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和4年12月16日（金）午後5時までに、本組合事務局に提出するものとする。  
【書面の提出方法は、持参によるものとし、ファックス・電子メール等での受け付けは行わない。】
- ウ 前号の説明を求めた者に対する回答は、令和4年12月20日（火）までに書面により行う。

(8) 落札者の決定

入札参加資格の審査により、入札参加資格要件を満たしていると確認された場合は、落札候補者を落札者に決定する。  
落札者決定後、速やかに落札者に通知するとともに、組合ホームページにおいて、公表する。

10. 契約の締結に関する事項

(1) 契約の締結

契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成19年9月1日 条例第11号）第2条の規定に基づき、宇佐・高田・国東広域事務組合議会の議決を要す。

(2) 契約の無効

当該契約が本組合議会で否決されたときは、当該契約は無効とし、これにより落札者に生じるいかなる損害についても、本組合は、その責めを負わないものとする。

(3) 契約保証金

契約保証金の金額は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 違約金等

落札者は、自らの都合によって本組合と仮契約書を締結しないときは、違約金として本工事の落札金額及びこれに係る消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の1に相当する金額を本組合に直ちに支払わなければならない。なお、本組合に生じた損害額が違約金の金額を超える場合には、落札者は、本組合に対して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。本組合は落札者の構成員に対して賠償金を請求できるものとし、この場合において、落札者の構成員は、本組合に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

(5) 暴力団等に関する取扱い

入札・契約に係る暴力団等排除措置については、宇佐・高田・国東広域事務組合入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成27年告示第1号）による。

なお、同要綱は、宇佐市入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成25年3月27日 告示第54号）を準用している。

## 第5章 予測されるリスクの責任分担

### 1. 予想されるリスクの責任分担

#### (1) リスク管理の基本方針

施設の建設に係る責任は、受注者が負うものとし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本組合が責任を負う。ただし、その責任の所在が明らかでない場合は、本組合と受注者が協議の上、決定する。

#### (2) リスク分担

予想されるリスク及び本組合と受注者との責任分担は、別表「リスク分担表」に定めるとおりとする。

### 2. 第三者賠償保険への加入

受注者は、建設工事保険又は組立保険（類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負者賠償責任保険（類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

## 第6章 その他

### 1. 事務局

本工事の入札に係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

宇佐・高田・国東広域事務組合

住 所：大分県宇佐市大字法鏡寺224番地 宇佐文化会館内

電 話：0978-33-2568

ファックス：0978-33-2377

電子メール：kouiki04@city.usa.lg.jp

ホームページ：<http://www.utk-kouiki.jp/>

### 2. 発注支援業務受託者

本工事の入札に係る発注支援業務は、次の者が取り扱うものとする。

株式会社 日建技術コンサルタント 九州支社

住 所：福岡県福岡市博多区綱場町8番23号

### 3. 技術支援業務受託者

本工事の入札に係る技術支援業務は、次の者が取り扱うものとする。

公益財団法人 全国都市清掃会議

住 所：東京都文京区本郷3丁目3番11号

## 別表

## リスク分担表

段階	リスク	リスクの内容		リスクに対する責任負担者	
				本組合	受注者
共通	法令変更リスク (税制度含む。)	1	建設工事に影響を及ぼす法又は制度の新設・変更に関するもの	○	
		2	上記以外の法又は制度の新設・変更に関するもの	○	
	住民対応リスク	3	建設に対する住民反対運動等に関するもの等	○	
	工事中止・遅延に関するリスク	4	本組合の指示等によるもの	○	
		5	本組合の債務不履行によるもの	○	
		6	受注者が行う建設に必要な許認可などの遅延によるもの		○
		7	受注者の責による工事中止及び受注者の責任放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	8	天災・暴動等による工事の変更・中止等が生じるリスク	請負金額の100分の1を超える額 ○	請負金額の100分の1以内の額 ○
建設	設計・施工に関するリスク	9	本組合の責による工事内容の変更に起因する要求性能の変更	○	
		10	受注者の責による要求性能の未達		○
	第三者賠償リスク	11	建設において第三者に損害を与えるリスク		○
	事故の発生リスク	12	建設時の事故発生		○
	環境保全リスク	13	建設に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		○
		14	稼動に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等（要求性能がすべて満足されている場合に限る）	○	
施設の引渡	施設の性能確保リスク	15	施設の引渡し時における要求性能確保に関するもの		○

※：①上記の「リスク分担表」は目安であり、具体的な内容については、工事請負契約で定める。

②不可抗力リスクは、損害額及び損害の片付けに要する費用の額の合計額のうち、請負代金額の100分の1を超える額は本組合が負担し、100分の1以内の額は受注者が負担する。